

市第 5 号議案

京浜臨海部守屋・恵比須地区研究開発拠点施設整備・運営等事業者選定委員会条例の制定

1 趣旨

京浜臨海部守屋・恵比須地区の研究開発の拠点としての機能を強化することを目的とした施設の適正な整備及び運営等を図るため、市長の附属機関として、「京浜臨海部守屋・恵比須地区研究開発拠点施設整備・運営等事業者選定委員会」を設置します。

2 委員会の概要

所掌事務	市長の諮問に応じて、次の事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申します。 (1) 研究開発拠点施設の整備、運営及び維持管理を行う事業者の選定に関する事 (2) その他研究開発拠点施設の整備、運営及び維持管理に関し市長が必要と認める事項
委員	構成：学識経験者等 7 人以内 (産業政策・企業誘致、都市計画、金融・財政、会計・財務の分野を想定) 任期：事業者の選定に係る答申を市長が受けた日まで
施行日	公布の日
失効日	事業者の選定に係る答申を市長が受けた日限りで効力を失う

3 スケジュール（予定）

- 28年度 事業者公募、事業予定者決定・契約
- 29年度 施設整備着手

(参考) 事業予定者選定の流れ

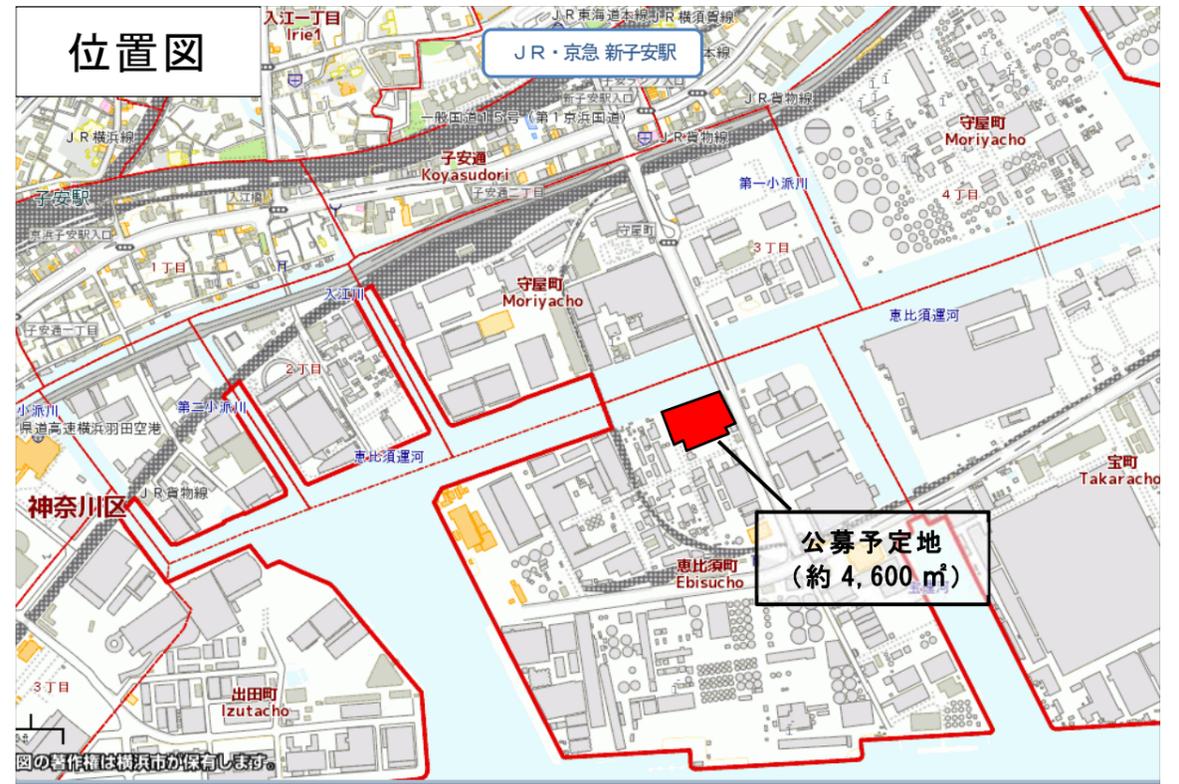


●本市施策上の位置付け

- ・中期 4 年計画
京浜臨海部：「研究開発拠点としての機能強化」
- ・成長分野育成ビジョン
守屋・恵比須地区：「研究機能への転換による新たな研究開発拠点の形成」

●研究開発拠点施設整備の概要（想定）

公募予定地の概要	所在地	神奈川区恵比須町 2 番 10 外
	地積	約 4,600 m ²
	用途地域等	工業専用地域（60%、200%）、臨港地区（工業港区）
事業主体	公募により、施設の整備、運営及び維持管理を行う事業者を選定	
土地	市から事業者へ貸付け（事業用定期借地 20 年程度）	
施設規模	延床面積 8,000 m ² 程度（地上 4 階程度）	
導入機能	研究開発機能	



●公募予定地について

公募予定地は、土地交換により昭和電工株式会社から取得した約 4,400 m²の土地と、国から取得予定の約 200 m²の土地の合計約 4,600 m²となります。

<土地交換の概要>

- H27.12.21 昭和電工株式会社と土地交換仮契約締結

交換受地：神奈川区恵比須町所在（昭和電工所有地）約 4,400 m ²
交換渡地：同町所在（不整形な市有地（JR 貨物線跡地）約 7,200 m ²
- H28.2.24 平成 28 年第 1 回市会定例会での議決により、本契約として発効
- H28.3.25 所有権移転、土地引渡し